

平成25年度

年間
紀要



全国連合退職校長会

全国連合退職校長会 会旗



全国連合退職校長会綱領

われわれは 全国連合退職校長会の設立以来の歴史や活動を継承し わが国の教育の将来を見定め 会員としての自覚と誇りをもって ここに綱領を制定する

一 教育尊重の気運を高め 日本の教育の振興に寄与する

一 生きがいをもって生涯学び続け 充実した生き方を實現する

一 会員の親睦を図り 福利・厚生の拡充に努める

一 地域の教育・文化の向上や 良好な環境の形成に尽力する

一 関係機関・団体と連携・協力して 活動の発展を図る

平成十六年六月十七日（設立四十周年）制定

全国連合退職校長会教育憲章

われわれは、教育基本法の本質を踏まえ、日本の教育推進の指針として、この憲章を定める。

日本の教育は、個人の尊厳、生命に対する畏敬の念を重んじ、日本人としての自覚と誇りを持ち、世界の平和と豊かな文化の創造、人類の福祉に貢献できる心身ともに健康で主体性のある国民の育成を期するものである。

そのために、われわれは、以下に具体的な目標を掲げ、人間育成の具現化に努める。

- 1 人間尊重の精神にのっとり、一人一人が自他を大切にし、心身ともにたくましく生きる力をもつ。
- 2 日本の自然を愛護し、豊かな情操を培うとともに、地球環境の保全に尽くす。
- 3 わが国がはぐくんできた文化や伝統を尊重し、他国の文化への理解を深め、豊かな文化を創造する。
- 4 日本の美しいことばを大切にし、礼節を重んじ、豊かな人間性を培う。
- 5 誠実さや勤勉さを大切にし、勤労の意義と奉仕の尊さを知り、共に生きる喜びをもつ。
- 6 生涯にわたり、向学心に燃え、真理を求め、創造性豊かに主体的に生きぬく力をもつ。
- 7 和の精神と思いやりの心を持ち、温かな家庭と心の通い合う地域社会の形成に努める。
- 8 善悪の判断を正しく行い、公共の精神と社会の一員としての自覚と責任をもって社会の発展に尽くす。
- 9 民主的な社会及び国家の形成に努め、国と郷土を愛するとともに、他国と協調して世界の平和と発展に尽くす。

平成22年2月23日制定

年間紀要

目次

はじめに	会長 戸張 敦雄	
Part 1	全国連合退職校長会本部の年間活動	1
	① 平成25年度の組織・役員 ……………	2
	② 平成25年度の要望活動 ……………	3
	③ 「設立50周年記念の会」の発起企画 ……………	5
	④ 教育課題答申委員会の活動 ……………	8
Part 2	全国連合退職校長会の調査・研究のまとめ	17
	① 教育振興部の活動 ……………	18
	② 高齢化社会の課題 ……………	26
	「保険証」に思いを馳せる ……………	28
	③ 第6回全連退「教育図書出版」 事業について ……………	31
Part 3	各都道府県のニュース紹介（数団体）	33
	事例1 地方会報誌より	
	(1) 「私の旅の楽しみ方」 ……………	34
	(2) 「学び続ける心が大切」 ……………	35
	事例2 「地域に根ざした伝統文化 檜枝岐歌舞伎」 ……………	36
	事例3 「地域に密着した裂き織り活動」 ……………	37
編集後記	編集委員	38
	編集後記 ……………	38
	編集委員 ……………	38

はじめに



会長 戸張 敦雄

「日の本の教えの庭に学びし糧を^{カテ} 後世に伝えむと^{ノチ} 静思^{セイシ}の念で文筆を執る」

平成 25 年度版より小誌の名称を『年間紀要』と改めた底流にある思いです。

名称のみならず、構成も

Part 1 全国連合退職校長会本部の年間活動

Part 2 全連退の調査・研究のまとめ

Part 3 各都道府県からのニュース紹介（数団体）

の 3 部構成にしました。

これを、私は、全連退のかねてからのレジームの転換という構想を、「継承と創造」へ具現する一態様と認識しています。

このことにより、本部の 5 部・3 委員会（内、1 委員会は本年度末に解散）の活動が浮き彫りになり、会員諸氏の要望をいっそう盛り込むことができたと自負しています。

編集に当たり、「読みやすく」「見やすく」の観点から、可能な限りビジュアルにする努力をしていますが、小誌の性格からその実現に限りがあることを賢察されたい。

どうぞ、一字一字に込められた執筆者の思いをお汲み取りいただき、熟読され、小誌評を本部に寄せてくださることを希望します。

末筆ながら、小誌編集に当たった白石 裕一会計部長、野口 玲子総務の労に感謝。

Part
1

全国連合退職校長会本部の年間活動

① 平成25年度の組織・役員

全連退設立50周年を迎えるにあたり先輩方が
営々と築いてこられた本会の伝統を矜持し守り
ながらも、時代の変化に対応し新しい息吹きを
感得出来る組織とその機能を求めていきたい。
現状に安んぜず、常に変化・進化を心がけ“温
故創新”を旨としたいと言う趣旨から会務運営
検討会議が立ちあげられて、2年間の検討結果
がまとめられた。

常任理事会の構成メンバーや開催回数、部員
委員連絡会の開催時期や在り方、総務部会と部
長会との関係・その機能、本部としての部会・
委員会の適正化など20項目余の対処の必要が提
案された。

これらの提言を受けて、平成25年度の新組
織・役員がスタートした。

平成25年度 役員

〈会長〉 戸張 敦雄		〈総会〉代議員	
〈副会長〉 (地区連絡協議会会長) 東京 片岡 敦子 (東京) 北海道 森 剛 (北海道) ……(北海道) 東北 鈴木 信光 (福島) ……(青森) (岩手) (宮城) (秋田) (山形) (福島) 関東甲信越 清水 章夫 (埼玉) ……(茨城) (栃木) (群馬) (埼玉) (千葉) (東京) (神奈川) (山梨) (長野) (新潟) 東海北陸 大竹 武士 (静岡) ……(富山) (石川) (福井) (岐阜) (静岡) (愛知) (三重) 近畿 松重 享蔵 (大阪) ……(滋賀) (京都) (大阪) (兵庫) (奈良) (和歌山) 中国 山田 忠男 (島根) ……(鳥取) (島根) (岡山) (広島) (山口) 四国 横山 和雄 (高知) ……(徳島) (香川) (愛媛) (高知) 九州 池田 大洋 (大分) ……(福岡) (佐賀) (長崎) (熊本) (大分) (宮崎) (鹿児島) (沖縄) (各退職校長会会長・事務局長)		〈理事会〉 (各都道府県〈団体〉会長) ． 〈事務局長会〉 (各都道府県〈団体〉事務局長)	
〈常任理事会〉 (都・県会長) 副会長 片岡 敦子 (東京) 副会長 清水 章夫 (埼玉) 理事(生涯) 大泊 信雄 (茨城) 理事(出版) 石塚 二郎 (栃木) 理事 青木 忠 (群馬) 理事(生涯) 板垣 正順 (千葉) 理事(教課) 渡部 博正 (神奈川) 理事(会計) 山岸 宏 (新潟) 理事(教振) 高橋 基 (長野) 理事 望月 忠男 (山梨)		〈部長会〉 (部長・委員長) 総務部 入子 祐三・野口 玲子 教育振興部 大野 幸男 (総) 生涯福祉部 岡野 仁司 広報部 村山 忠幸 会計部 白石 裕一 (総) 教育課題答申委員会 田中 昭光 出版事業委員会 木山 高美 (総) HP検討作成委員会 岡野 仁司 ※ (総) 総務部兼務	
〈監事〉 千葉 勝 (宮城) 岩佐 喜一 (千葉) 加賀 昭一 (愛知) 〈事務局〉 徳永 裕人 (局長) 中原 慎三 (次長) 佐々木多美子			

② 平成25年度の要望活動

文部科学大臣への要望書

「教育尊重の気運を高め、教育の振興に寄与する」ことを目的に活動している全国連合退職校長会は、全国各退職校長会の会員約95,000名の総意として、下記事項を要望する。



文部科学省への要望書提出

I 教育の振興に関する要望

- 1 東日本大震災からすでに三年目を迎えた現在、甚大な被害をこうむった学校及び教育関係機関の復旧・復興を図るため、物的、人的な支援をさらに加速して行うよう尽力されたい。
- 2 「教育立国」を掲げるわが国として、国の第2期教育振興基本計画に示された通り、公財政支出を他の先進国並みのGDP比5%以上を目標に一層尽力されたい。
- 3 義務教育は、国の責任において行うべきであり、義務教育費全額国庫負担の実現を目指し、当面、国庫負担金の割合を二分の一に還元されたい。
- 4 文部科学省が示した「新たな教職員定数改善計画案（平成25～29年の五カ年計画）」の早期実現を期し、35人以下学級の推進に尽力されたい。
- 5 優秀な教員を登用するため人材確保法を堅持するとともに、教員の服務の特殊性に見合う、給与体系を構築されたい。
- 6 教員の資質・能力向上の検討に当たり、真に教員を志望する者に対応する教員免許制度及び実践的指導力を重視した教員養成制度の改善ならびに効果的な現職研修の在り方について必要な見直しを図られたい。
- 7 教育尊重の気運を高めるために、本会が提唱・推進してきた「教育の日」が、すでに全国34都道府県、163市町村に制定されたことに鑑み、国として「教育の日」を制定されたい。

- 8 全ての教育の原点といえる家庭教育の重要性に鑑み、国として、親（保護者）の責任や義務等を示した「家庭教育振興の指針」（仮称）を策定し、その普及を講じられたい。

II 退職校長・園長の叙勲並びに人材登用等に関する要望

- 1 長寿社会における生涯学習の充実を図るとともに、退職校長・園長がこれまでの経験や専門的知識・技能を活かして、教員等の研究・研修など学校教育の支援に努められるよう施策を講じられたい。
- 2 春秋叙勲について、叙勲数の増加と義務教育関係者の叙勲ランクの格上げに配慮されたい。
- 3 年金給付年齢の繰り上げに伴い、退職校長、園長の再任用・再雇用に係わる条例・制度を全国的に整備・拡充する施策を講じられたい。
- 4 文部科学省の設置する審議会、有識者会議や研究協力者会議等に、全国的な組織を代表する退職校長・園長を適時に登用・活用されたい。

厚生労働大臣への要望書

- 1 高齢者医療制度の見直しに当たり、健康保険料・介護保険料等の負担が過重にならないよう、後期高齢者の生活安定に配慮されたい。
- 2 高齢者の医療費の増額を抑えるため、ジェネリック医薬品の種類を増やし、その利用促進をさらに進められたい。
- 3 長寿社会で働く高齢者の年金については、勤労意欲を損なわないように在職老齢年金の支給停止基準を緩和するよう配慮されたい。

総務大臣への要望書

- 1 共済年金と厚生年金の一元化に伴い、国が定めた既存の権利（職域加算）を保障するよう新制度を早急に定め、退職職員の生活安定の堅持を強く要望する。
- 2 長寿社会で働く高齢者の年金については、勤労意欲を損なわないよう在职老齢年金の支給停止基準を緩和するよう配慮されたい。
- 3 高齢者の生活安定を目指して、年金受給者への住民税等の税負担が過重にならないよう配慮されたい。



総務省への要望書提出



厚生労働省への要望書提出

衆議院 文部科学委員会 委員長・理事・委員への要望書

日頃から、教育に対し、心強いご支援を頂き感謝申し上げます。

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、すべての大人たちの願いであり、子どもたちが全国どこに生まれ育ったとしても、等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、我々大人、そして国の責務です。教育こそが、子どもたちの多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにすると共に、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤です。

ここに「教育尊重の気運を高め、教育の振興に寄与する」ことを目的に活動している全国連合退職校長会は、全国都道府県退職校長会の会員95,000名の総意として、下記事項を要望します。

- 1 東日本大震災及び原発事故で、甚大な被害をこうむった学校及び教育関係機関の復旧・復興を図るため、物的人的な支援をさらに加速して行うよう尽力されたい。
- 2 「教育立国」を掲げる我が国として、国の第2期教育振興基本計画に示された通り、公財政支出を他の先進国並みのGDP比5%以上を目標に一層尽力されたい。

- 3 義務教育は、国の責任として行うべきであり、義務教育費全額国庫負担の実現を目指し、当面、国庫負担金の割合を二分の一に還元されたい。
- 4 文部科学省が示した「新たな教職員定数改善計画案（平成25年～29年の五カ年計画）」の早期実現を期し、35人以下学級の推進に尽力されたい。
- 5 優秀な教員を登用するために、人材確保法を堅持すると共に、教員の服務の特殊性に見合う、給与体系を構築されたい。
- 6 教育尊重の気運を高めるために、本会が提唱・推進してきた「教育の日」が既に全国34都道府県、163市町村に制定されたことに鑑み、国としても「教育の日」の制定を推進されたい。

※文部科学副大臣・政務官
文部科学委員会 委員長・理事へ
本部役員が訪問要請
※文部科学委員会 委員へ
委員の地元の事務所へ
当該都道府県退職校長会長が訪問要請

③ 「設立50周年記念の会」の発起企画

昭和40年（1965年）6月、国の興隆発展の原動力である教育の基幹を担う榮譽ある職務に生涯をささげる誇りを持つ先達は、日本国の教育への正しい世論を喚起し、教育の振興と会員の福祉の拡充を図るという目標を掲げ、全国連合退職校長会を設立した。

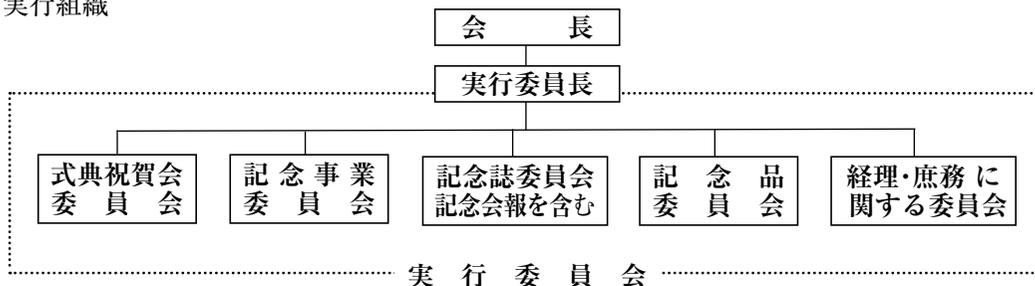
爾来、着実な活動を継承し、平成27年（2015年）6月に、設立50周年の時を迎える。

この時に当たり、全国連合退職校長会は、会員95,000名の絆を強め、40周年に定めた全連退の綱領を基に活動した足跡を振り返り、且つ本会の充実発展を期して、意義ある「設立50周年記念の会」を行う。

4 予算措置

特別会計 周年行事積立金を取り崩し充当する。

5 実行組織



(1) 実行委員会

実行委員長を中心に各委員会の長をもって構成する。

(2) 5委員会

各委員会に長を置く（必要に応じて副を置く）

※ 各委員長並びに委員は、平成25年度の本部組織及び人事をもとに選任し、本部組織とは別に所属等を委嘱する。（退任者のうちから適任者を委嘱することも考慮する）

1 設立50周年記念の会

設立50周年を記念して

- 記念式典の挙行
- 記念祝賀会の開催
- 記念誌の編集・発行
- 記念事業（教育図書 の出版、HPリニューアル等）

- 記念品の贈呈（功労者・来賓等）

を企画し行う。

2 設立50周年記念式典の挙行並びに記念祝賀会の開催期日

平成27年10月の土曜日（10/3 第一候補）

※ 当年の第2回理事会は行わない

3 会場候補

- アルカディア市ヶ谷（私学会館）を予定

(3) 会議

実行委員会の他、必要な委員会ごとの会議をもつ。

また、全委員の会議をもち連絡調整を行う。

※ 実行委員会を①の会、全委員の会を②の会と呼称する。

(4) 各委員会ごとの必要経費は、各委員会発足後検討する。

※ 各委員会ごとの必要経費は総額を基に、財務状況健全化検討会議や設立50周年実行委員会等の意を踏まえて予算化する。

A 設立50周年記念の会 進行予定

	実行委員会	経理・庶務委員会	式典・祝賀委員会
委員長 副委員長	◎ 入子祐三	◎ 白石裕一・徳永裕人 ○ 中原慎三	◎ 大野幸男
委員	大野幸男 白石裕一 木山高美 村山忠幸 野口玲子 徳永裕人	大串國廣 佐々木多美子 岩井 昭	柳瀬 修 鴻田好通 緑川曜子 荒井忠男 滝澤利夫
25年度	<ul style="list-style-type: none"> 各委員会の委員所属決定 ①の実行委員会 記念事業の基本方針の検討 進行予定の検討 予算案（第一次）の検討 アルカディア市ヶ谷の下見 	<ul style="list-style-type: none"> 事業予算大綱の作成 功労者選考条件(案)の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 式典・祝賀会場の企画 会場の希望条件 アトラクション候補の検討 見積り(案)の検討
26年度	<ul style="list-style-type: none"> 各委員会の進行状況の確認 ②の実行委員会 各委員会の委員委嘱・顔合わせ、活動予定の確認 (部員委員連絡会) 会場の交渉、確認 会場正式契約 	<ul style="list-style-type: none"> 予算大綱の見直し 功労者表彰 該当者一覧 作成作業 招待者名簿一覧作成 	<ul style="list-style-type: none"> 見積り(案)の見直し 再下見：検討 再見積り検討 会場正式契約 アトラクション交渉 式典・祝賀会の次第(案) 作成
27年度	<ul style="list-style-type: none"> 各委員会の進行状況確認 式典・祝賀会までの日程確認 (部員委員連絡会) 式典祝賀会運営連絡調整 ②の会開催 作業割当確認 「式典・祝賀会要領」の作成 資料袋詰め(名札付け) 参加者への礼状作成 活動反省記録 反省会企画 	<ul style="list-style-type: none"> 式典・祝賀会案内状作成 発送 案内状返信 出欠確認 出席者名簿作成 参加者名札作成 受付要領・係り配置 リボン胸章等の区分け 記録整理 活動反省記録 精算整理・会計報告 	<ul style="list-style-type: none"> 会場諸表示作成 発注 式典座席表 祝賀会座席表 アトラクション打ち合わせ 活動反省記録

B 設立50周年記念の会 進行予定

	記念事業委員会	記念誌委員会	記念品委員会
委員長 副委員長	◎ 木山高美 ○ 岡野仁司	◎ 村山忠幸	◎ 野口玲子 ○ 田中昭光
委員	西倉 正 河原敏子 荻原武雄 齋藤とも子 有田禮二 鈴木博子	岡村幸夫 岩井 昭 永井洋子 (相田新太郎 前田 徹) 金子正雄	梅村 勝 清水廣泰 褰岩正子 橋本誠司
25年度	・「教育図書」の執筆依頼 ・HPのリニューアル検討 表紙(案)作成	・「記念誌」プロット(案)作成 ・「記念会報」プロット(案) 作成 ・「記念誌」プロット決定	・功労者記念品の検討 ・一般参加者記念品の検討
26年度	・「教育図書」原稿の検討 ・新HPの運用開始(26.4.1) ・「教育図書」印刷発注 ・「教育図書」校正	・「記念誌」執筆割当検討 ・各県頁の依頼要領の検討 ・「記念誌」執筆原稿依頼 ・各県担当原稿依頼 (26.10 於 事務局長会)	・記念品等予算に合わせて 検討 ・記念品等決定 発注 ・功労者表彰状 文案作成 印刷発注
27年度	・「家庭教育振興の指針」 (リーフレット)の作成 配布要領の検討 ・「教育図書」完成 配布要領の検討 ・「教育図書」注文受付・配布 ・活動反省記録	・各県原稿締め切り ・「記念誌」印刷発注 ・「記念誌」校正 ・「記念誌」完成 ・「式典・祝賀会の映像記録」 作成 ・「記念会報」編集執筆依頼 ・「記念会報」の印刷 ・「記念会報」完成配布(12/1) ・活動反省記録	・同上 筒の発注 ・手提げ袋発注 ・記念品等 入荷 ・記念品等袋詰め作業 ・活動反省記録

はじめに

平成25年度の本部組織の見直しにより、教育課題委員会は教育課題答申委員会（略称答申委員会）と名称を変え、会長からの諮問事項に対して部長会、常任理事会の議を経て会長へ答申する委員会になった。会長への答申は、さらに内容を検討し、全連退の意見として中教審等へ提出することも視野に活動をはじめた。

今年度は、会長より『「道徳」を、新たな枠組みによって教科化すること』『教育委員会制度の見直し』について諮問された。以下中教審等による審議経過を踏まえ研究協議したことを報告する。

I 「道徳」を新たな枠組みにより教科化することについて

我が国の道徳教育は、この半世紀で指導の内容・方法等が確立し、ようやく週1時間の道徳の時間が定着してきた。これからは“質の向上”が大きな課題である。また、最近の子どもたちや家庭・地域社会の状況を考えると、道徳教育の充実・発展は、これからの学校教育の最重要課題である。

答申委員会は、我が国の学校教育が“道徳教育百年の夢”に向かって着実に進化していくことを願い、各都道府県退職校長会の意見をうかがいながら、「道徳の教科化」について意見をまとめ、答申することとした。

1. 我が国の道徳教育、半世紀の歩み…「道徳の教科化」にかかわる動きを中心に

昭和33年 小・中学校の教育課程に「道徳の時間」を特設

- ※ 「戦前の軍国主義に戻る」「修身教育のような“押しつけ”の特設はこまる」「民主主義の時代に、上（文部省）から強制されるのはいやだ」「自分は道徳的な人

間ではないから道徳なんて教えられない」など、教職員団体等による強い反対や抵抗があった。

- ※ その中心は「道徳の時間」特設の趣旨・内容等の理解不足にあるが、政治的なイデオロギーや文部行政への感情的な反対論、教師の自分勝手な言い訳論、指導法等が確立していないままでのスタートによる心配などが交錯した混乱の時代であった。

- ※ 昭和40、50年代においても、多かれ少なかれ以上のような状況にあり、毎週1時間の道徳授業を実施し工夫・改善に努めている学校は多くなかった。

昭和39年 文部省が小学校、中学校教師用『道徳指導資料・第1集』を作成・配布

- ※ 以後、文部（科学）省や各教育委員会において、各種の指導資料集の作成・配布、道徳の指導法等の講習会・研修会や研究校の指定・研究成果の発表など様々な施策を推進、継続された。

平成元年 学習指導要領改訂（3回目）で道徳の「内容」を小・中学校共通に4つの視点で構造化

- ※ 各地域の先進校や道徳研究会等で教材開発や指導法等の実践・研究が進められ、徐々に各学校の道徳授業の工夫・改善にも生かされるようになってきた。

平成12年 内閣総理大臣のもと教育改革国民会議が「教育を変える十七の提案」で「道徳の教科化」を提言

- ※ “学校は道徳を教えることをためらわない”として、小学校「道徳」、中学校「人間科」、高校「人生科」などの教科を設け、専門の教師や人生経験豊かな社会人が教えられるようにすると提言されたが見送られた。

平成14年 文部科学省が道徳用教材『心のノート』を作成し、全国の小中学校の全児童・生徒に配布

平成19年 政府の教育再生会議が「道徳の教科化」を提言

※ 感動を与える教科書作成、学級担任が指導、点数評価によらないなどにより特別な教科の設置を提言したが、中教審は「道徳は教科としてなじまない」として見送られた。

平成23年 政府の行政刷新会議の事業仕分けにより『心のノート』をWEB化

平成25年 政府の教育再生実行会議が「道徳の教科化」を提言。中教審も課題を整理し検討開始

※ いじめ問題の対応策の一つとして「道徳を新たな枠組みにより教科化し、人間性に深く迫る教育を行う」ことを提言し、文部科学省は「道徳教育の充実に関する懇談会」を設置した。

※ 「心のノート」を冊子として再び印刷・配布。平成26年に新版「私たちの道徳」の配布を目指して改訂作業が進行中である。

2. 各学校における道徳教育の現状

文部科学省の平成24年度道徳教育推進状況調査の結果を抄録すると次の通りである。

道徳の授業時数	・小学校 (35.7時間) ・中学校 (35.1時間)
使用する教材	・「心のノート」(88.8%) ・民間会社の副読本 (84.7%) ・教委作成の読み物資料 (60.6%) ・書籍・詩・伝記 (57.9%) ・新聞記事 (56.0%) など
年間指導計画の作成	・小学校 (100%) ・中学校 (100%)
道徳教育推進教師等の配置	・小学校 (99.9%) ・中学校 (99.9%)
道徳の時間でいった指導法の研究	・読み物資料の利用 (69.4%) ・発問の工夫 (68.5%) ・話合いの工夫 (61.3%) ・資料提示の工夫 (60.8%)
校内研修	・1回実施 (37.9%) ・2～3回 (29.1%) ・4回以上 (7.9%) ・実施していない (25.1%)
道徳教育実施上の課題	・指導効果の把握が困難 (46.8%) ・効果的な指導方法が分からない (35.2%) ・適切な教材の入手が難しい (31.3%) など

以上のように各学校においては、様々な教材を活用し、指導法の改善に努めながら週1時間の道徳授業が実施されるようになった。しかし、未だに教材の入手に苦勞し、効果的な指導法が分からず、指導の効果にも不安を抱きながら授業に臨んでいる学校も見受けられる。

また、教育再生実行会議では、この数年間は「道徳教育推進教師を中心とした校内の体制

づくり」「各教科等における指導の内容・時期を示した全体計画の作成」「魅力ある教材の開発、情報モラルの取り扱い」「道徳の授業公開の推進」など、学習指導要領（平成20年3月）に明示されている新たな課題に積極的に取り組んでいる学校もあり、「学校や教員によって充実度に差がある」との指摘がなされている。

3. 最近の子どもたちの現状

当たり前の挨拶や公共の場での基本的なマナーを守ることができないなど、子どもたちが社会を生きていく上での基本的な心得えさえも失われつつあり、生命尊重、規範意識や思いやりの心、自尊感情や人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘が各方面からなされている。

東京都民7,482人のアンケート調査「最近の子どもたちに対する印象」(平成22年9月、東京都教育委員会)においても上位10位は下記の通りである。

「最近の子どもたちに対する印象」

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 新しい機器に順応性がある | (62.0%) |
| ② 忍耐力がない | (57.0%) |
| ③ 自己中心的である | (44.6%) |
| ④ 物を大切にしない | (39.5%) |
| ⑤ 言葉遣いが悪い | (38.7%) |
| ⑥ 根気がたりない | (29.6%) |
| ⑦ 規範意識がたりない | (28.3%) |
| ⑧ 安きに流れる | (27.7%) |
| ⑨ 挨拶ができない | (26.6%) |
| ⑩ 大人に対して友達感覚である | (25.7%) |

4. 道徳教育の基本的な考え方や道徳の時間の目標

この50余年間に、学習指導要領が5回改訂され、その都度、指導内容・方法等が改善されてきたが、道徳教育の基本的な考え方や道徳の時間の目標は昭和33年のそれと殆ど変わっていない。すなわち、

- ① 道徳教育は、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体(各教科、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動など)を通じて行う。
- ② 道徳教育の目標は、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う。

- ③ 道徳の時間の目標は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を補充、深化、統合し道徳的価値の自覚及び自己の生き方(人間としての)についての考えを深め、道徳的实践力を育成する。

などである。なお、指導内容については、当初は小学校36項目、中学校21項目であったが、現在は4つの視点(自分自身、他の人、自然や崇高なもの、集団や社会とのかかわりに関すること)で、低学年16項目、中学年18項目、高学年22項目、中学校24項目に整理されている。

5. 「新たな枠組み」による「道徳の教科化」について

現在の学校教育法施行規則では、国語、算数(数学)などを「各教科」とし、道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動によって教育課程を編成するように明記されており、各教科は法令上の規定はないが ①検定教科書の使用 ②中学校以上では各教科の免許を持つ教員が指導 ③数値等での評価をすることとなっている。

道徳の教科化に関する文部科学大臣の記者会見では、このような従来の要素にこだわらず、

- ① 新たな検定基準に拠る、多様な教科書・副教材を民間で作成し、児童生徒に無償配布する。当面は「心のノート」を全面改訂し、「私たちの道徳」を配布する。
- ② 現行のように小・中学校共に学級担任が指導することとし、専門の免許は設けず、地域の社会人や各分野の人材も教壇に立てるような仕組みを設ける。
- ③ 数値・記号による評価はせず、文章記述など他教科とは異なる評価の方法を開発するなどにより、道徳を「新たな枠組み」として「特別な教科」に位置づけ、道徳教育を積極的に推進していくこととしている。

6. 「道徳の教科化」による主な利点、留意点

道徳を現行の「各教科」並の枠組みとして位置づけた場合には、次のような利点と留意点が想定される。

利点
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで軽く扱われがちだった道徳の時間が、「道徳」として位置づけられることにより、大事に扱うようになる。 ○ 教材（教科書、副教材等）の作成・開発が進み、手軽に（無償配布等）入手できるようになる。 ○ 指導方法や評価等に関する研究・研修等が進められ、道徳の授業が充実してくる。 ○ 道徳・心の教育の重要性が広く認識され、家庭・地域と連携した教育活動をより充実・推進しやすくなる。
留意点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「教科」に位置づけられるという意識が強くなり、道徳的な価値の理解中心、教え込み、押しつけになりがちな授業が予測される。 ○ 教材の内容・教科書・検定基準などについて当面は様々な議論が噴出し不毛な論争も予想される。 ○ いじめ問題等への対応として授業の効果を急ぎ過ぎると、道徳教育の基本的な考え方や道徳の時間の特質がくずれ、学校現場の指導が混乱する恐れがある。

7. 「道徳の教科化」についての各都道府県退職校長会長の意見等

各都道府県退職校長会長に意見（自由記述）の提出を依頼したところ、貴重な意見をいただいた。その概要は次の通りである。

- 「道徳の教科化」は必要、賛成である。
 - ・ 道徳教育の現状に課題がある。道徳の時間が軽視されている。教育再生実行会議の提言を評価する。
 - ・ 教科書を作成・配布する。文章等による評価を実施し、免許をもつ教員の育成も必要である。

・ 「道徳の実践」の指導や学校・家庭・地域の連携を一層強化していくことが重要である。

● 「道徳の教科化」はどちらかというところと反対である。

- ・ 戦前の「修身」「教育勅語」につながる、国の価値観の押し付けや「徳目主義」などの心配がある。
- ・ 「教科化」によって規範意識等が身に付くか？「いじめ」問題が解決できるのか？
- ・ 「心の評価」は難しく評価方法等の課題がある。教員の負担増、多忙な実態のなかで大変である。

● 「道徳の教科化」はせず、現行の道徳教育の改善・充実を図る施策が必要である。

- ・ 「心のノート」の改善、心に響く教材の開発、地域人材の活用等を積極的に推進する必要がある。
- ・ 校内の指導体制づくり、指導法の工夫・改善を図る教員研修等を推進する施策が必要である。
- ・ 学校と家庭・地域との連携・強化に努め、家庭や地域環境等の改善に取り組むことも大切である。

● その他

- ・ 「新たな枠組み」とは？道徳を教科として位置づける意義、利点や問題点は何か？
- ・ 道徳の教科書を作成するのか？指導する教員の養成、道徳の免許はどうするのか？

8. 「道徳」を、新たな枠組みによって教科化することについて（意見）

標記の件について、本委員会はこれまでの研究協議を基に各都道府県退職校長会長から寄せられた意見を集計・分析し、本会の機関決定を経て会長の諮問に対して答申した。その後、下記のように意見を取りまとめ、「道徳教育の充実に関する懇談会」の鳥居泰彦議長に提出した。

道徳教育の充実に関する懇談会
議長 鳥居泰彦 殿

平成25年9月24日

全国連合退職校長会
会長 戸張敦雄

(1) 「新たな枠組み」によって道徳を教科化することについて賛意を表する

- ① 現行の道徳教育の基本的な考え方（道徳教育や道徳の時間の目標など）を堅持し学校の教育活動全体を通じて行うことを再確認する。
- ② 道徳の教科書には、民間会社において作成し、一定の検定基準に合格した図書をあてる。
- ③ 道徳の授業は、主として学級担任が担当することとし、多様な指導方法や評価等の教員研修や大学での教員養成課程を充実させる施策を講じること。
また、免許状は新設しない。
- ④ 道徳の評価については、数値・記号による評価はせず、現行の『児童（生徒）指導要録』に「道徳の記録」（仮称）を設け、評価の基準・記述方法等を示す。

(2) 「道徳の教科化」の実現までに、現行の道徳教育の改善・充実を図るととが必要である。

- ① 校長はリーダーシップを発揮し、道徳教育推進教師を中心とした校内の協力体制づくりや指導法の工夫・改善を図る教員研修などが進展する施策を講じること。
- ② 各学校は、『心のノート』の活用と同時に、子どもの心に響く教材の開発と無償配布、郷土資料や地域人材の活用等を積極的に進めていくプランを作成すること。
- ③ 各学校は、道徳教育、道徳授業の充実・改善に資するための道徳の評価に関する開発研究に努めること。
- ④ 各学校は、豊かな心（道徳的実践力）を育てる道徳の授業の充実と併せて、全教育活動における道徳性の育成や具体的な行動の指導を徹底すること。また、家庭・地域との連携を深めながら“地域ぐるみの道徳”を推進する施策を講ずること。

Ⅱ 「教育委員会制度の見直し」について

昨今子どものいじめや自殺、体罰等の事案対応について、学校・教育委員会や首長、さらに国の対応の在り方について様々な議論や問題提起がなされている。

国はこの事態を踏まえ、「教育再生実行会議」において、教育委員会制度の抜本的改革等について議論し、「教育委員会制度の在り方」について第二次提言が示された。文部科学大臣はこの提言を踏まえ、「今後の地方教育行政の在り

方について」中央教育審議会に対し諮問した。
(平成25年4月25日)

＜第二次提言に述べられた主な検討事項＞

- ・地方教育行政の責任体制を明確にするため、「首長」が任免する「教育長」を教育行政の責任者とし現行制度を見直す。
- ・「教育長」「教育委員会」「首長」の法的位置づけや権限、相互の関係をどのように具体化するか。

1. 教育委員会制度の変遷（主な制度改正）

- ・昭和23年 教育委員会制度創設（戦後「教育への地方自治」のシンボリック存在として誕生）教育の地方分権、教育委員公選制
- ・昭和31年 教育委員公選制廃止、教育長の任命承認制度の導入、教育委員会による予算案・条例案の議会提案権の廃止
- ・平成11年 教育における「団体自治」を強化、教育長の任命承認制度の廃止、市町村立学校に関する都道府県の基準設定権の廃止
- ・平成12年 教育における「住民自治」を強化、教育委員の構成の多様化、教育委員会会議の原則公開
- ・平成16年 学校運営協議会を設置（権限—学校運営の基本方針の承認、学校運営について教育委員会または校長に意見、教職員の任用について教育委員会に意見）
- ・平成19年 国、教育委員会の責任を明確化（教育委員会の責任体制の明確化と体制の充実、教育における地方分権の推進、教育における国の責任の果たし方など）

2. 現行の教育委員会制度の概要

(1) 教育委員会の役割・組織

- ① 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。教育行政の重要事項や基本方針などを決定し、それに基づいて教育長が具体化に向けた事務を行う。
- ② 教育委員は、首長が議会の同意を得て任命、非常勤で原則5人、任期4年で再任可。
- ③ 教育委員長は、教育委員会を代表し、教育委員のうちから選出。任期1年で再任可。
- ④ 教育長は、常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命。

(2) 教育委員会制度の主旨

- ① 政治的中立性の確保 教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。
- ② 継続性・安定性の確保 特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。
- ③ 地域住民の意向の反映 教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

(3) 教育委員会開催の実態（平成23年度、文部科学省資料より）

	都道府県(含政令都市)	市町村	備考
年間開催数	29.2回	15.3回	1回の開催時間 平均1.6時間
年間総会議時間数	46.4時間	24.7時間	
傍聴者数年間平均	65.6人	5.5人	
議事録の公開	98.5%	47.6%	一部公開も含む

3. 新しい教育長及び教育委員会の制度の方向性（中教審・教育制度分科会審議）

（A案）教育長＝首長の補助機関
教育委員会＝首長の附属機関

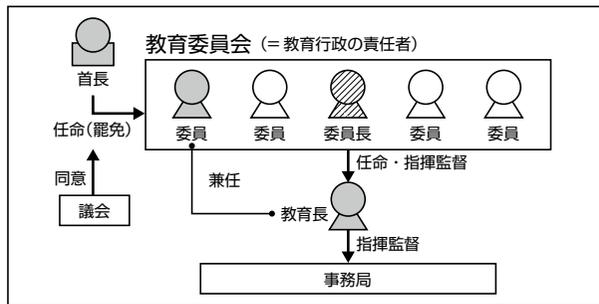
- ・ 教育長を責任者とするため、首長は、教育長の事務執行について日常的な指示を行わないこととする。
- ・ 教育委員会は、首長又は教育長からの諮問を受けて答申を行うとともに、自ら首長又は教育長に対し、建議、勧告等を行う機関とする。
- ・ 教育長の事務執行に問題があるなど特別な場合には、首長が、教育長に対して必要な指示を行うこととなる。

（B案）教育長＝教育委員会の補助機関
教育委員会＝性格を改めた執行機関

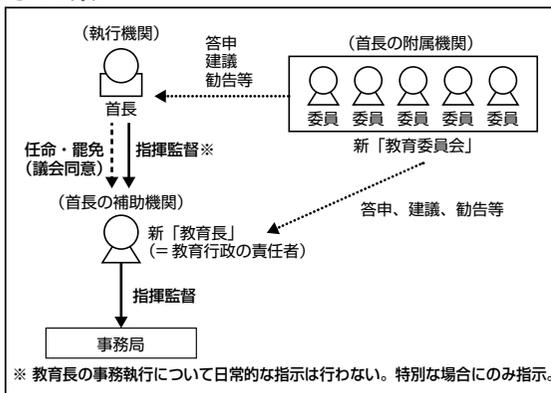
- ・ 教育長と教育委員会の責任体制の明確化を図るため、教育委員会は、教育長の事務執行について日常的な指示を行わないこととする。
- ・ 教育委員会は、基本方針等の限られた事項について審議決定を行うとともに、教育長の事務執行をチェックする機関とする。
- ・ 教育長の事務執行に問題があるなど特別な場合には、教育委員会が、教育長に対して必要な指示を行うこととなる。また、首長も、教育長に対して調査又は勧告といった一定の関与ができるようにすることも考えられる。

（現行の制度とA案、B案のイメージ）

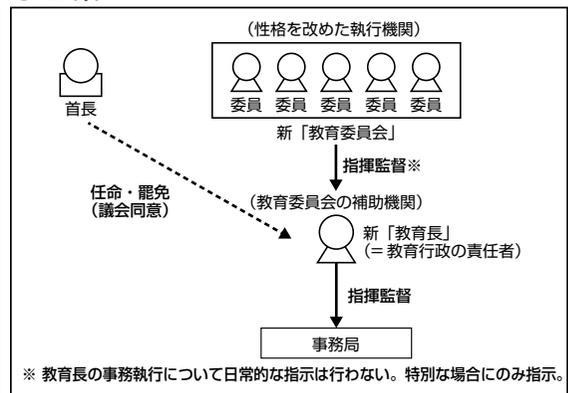
【現行制度】



○ A案



○ B案



4. 今後の地方教育行政の在り方について（意見）

標記の件について、本委員会はこれまでの研究協議を基に各都道府県退職校長会長から寄せられた意見を集計・分析し、本会の機関決定を経て会長の諮問に対して答申した。

会長への答申は、部長会、常任理事会の議を経て、「中教審教育制度分科会」の小川正人分科会会長宛、本会の意見を提出した。

1. 新しい教育委員会制度の在り方について

<主文>全連退は、教育長を引き続き教育委員会の補助機関とするとともに、教育委員会を改めた執行機関とする案、いわゆる「B案」を支持する。

聴取結果支持率 59.2%

◎ 地方教育行政の政治的中立性、継続性、安定性は、引き続き確保する仕組みは残されたい。

聴取結果支持率 66.7%

2. 教育長・教育委員の任命について

- (1) 首長が任命責任を明確にするため、首長が議会の同意を得て教育長を直接任命することは適切である。
- (2) 教育長の人選については、教育の専門的識見とマネジメント能力に優れた人物を充てることが重要である。
- (3) 教育委員に人材を得ることが重要である。
 - ・ 教育委員会が、本来の機能を発揮するためには、教育委員に人材を得ることが不可欠である。
 - ・ 教育委員候補者が、教育行政の責任を担う自覚・見識等に優れた人物であることを確かめて選任する制度を構築されたい。

3. 地方公共団体の長の機能は、現状を首肯する。

- (1) 首長等政治家には任期があり、民意を直接代表する面では尊重するが、実態として教育財政の機能を持ち、教育に対する発言権等に鑑みて、継続性・安定性を旨とする教育行政においては、首長の権能は現状を維持し、教育委員会の立て直しに当たられることが急務である。
- (2) 教育委員会は、性格を改めた執行機関として熟議し、首長から任命された教育長は教育委員会の補助機関として教育行政の責任者の任に当たる。両者には急激な教育改革に伴う変化を緩和する機能も期待される。
- (3) 教育行政の性格上急激な変化は避けなければならない。教育改革の主眼とすることは、子どもたちの健やかな成長である。その子どもたちに接する教員が改革に振り回されない相応の時間や手順が必要であることを認識されたい。

4. 教育行政における国、都道府県、市町村の役割・責任の分担

国は、教育のナショナル・スタンダードを維持しつつ、各地方公共団体が創意工夫を生かし特色ある教育が展開できるようにする。

原則として、地方教育行政の第一義的な責任は地方公共団体にあるが、法令の規定違反や子どもの生命・身体や教育を受ける権利の侵害がある場合には、国が最終的に是正・改善の指示を行い公教育の最終責任を果たせるようにする方策を示されたい。

5. おわりに

教育委員会制度の見直しに当たって、以下のことを担保されたい。

- (1) 地方教育行政の責任体制を明確にし、教育の内容や質の向上を目指して、教育の一層の充実を図ることができるよう改善すること。
- (2) 現行の教育委員会制度が果たしてきた役割や機能を検証し、教育の政治的中立性、継続性・安定性、地域住民の意向の反映などが損なわれないようにすること。
- (3) 教育委員会の学校支援機能を拡充し、学校の自主性・自律性を確立して、家庭・地域に開かれた学校づくりを一層推進することができるようにすること。

5. 今後の地方教育行政の在り方について

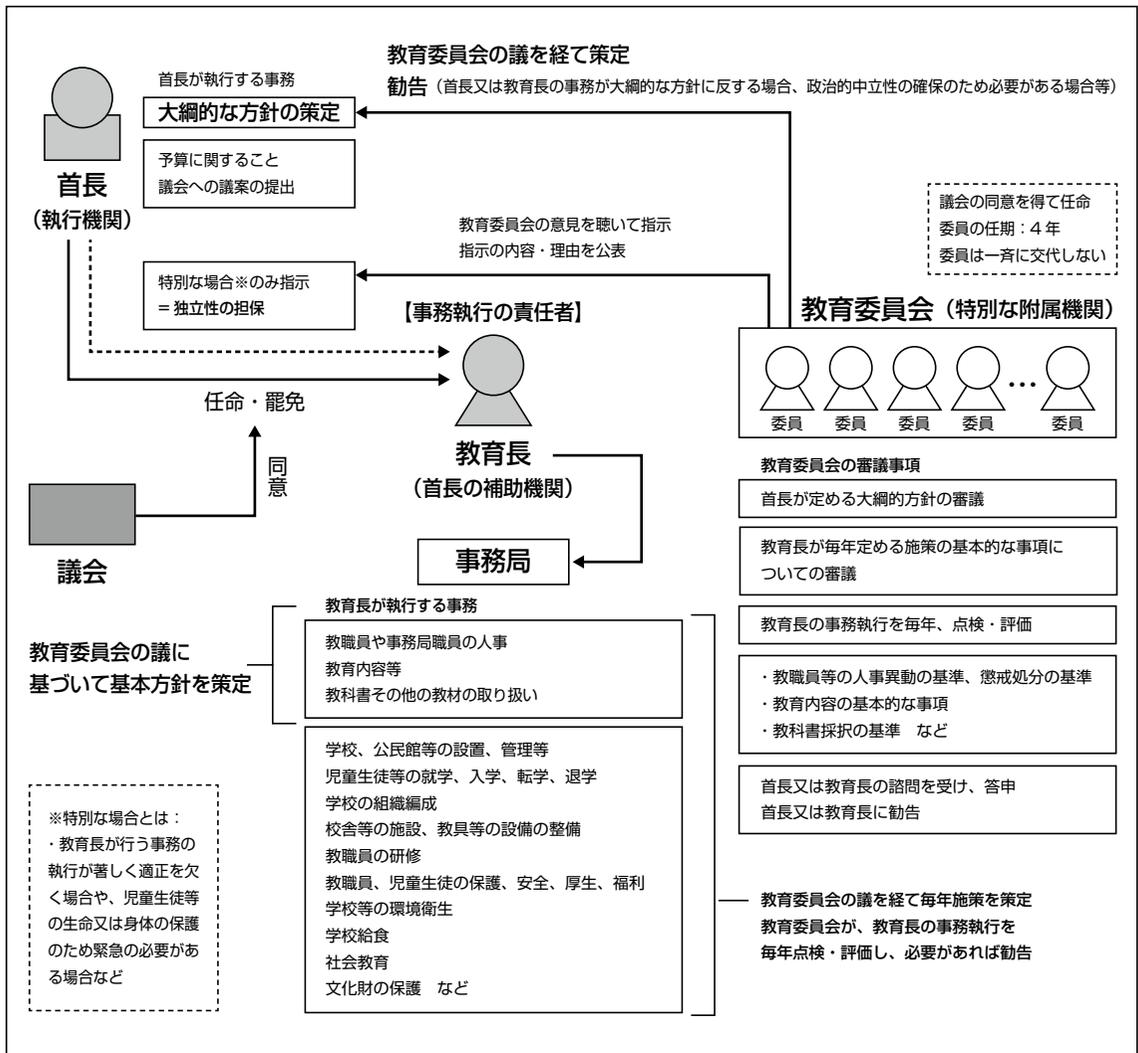
(中教審答申)

中教審では、平成25年4月25日に文部科学大臣から「今後の地方教育行政の在り方について」の諮問を受けて以来、教育制度分科会において審議を重ね、10月11日に「審議経過報告」をまとめた。その後、関係諸団体のヒアリングや全国連合退職校長会からの意見（前出）を基に審議を深め、計25回に及ぶ審議結果をまとめ、12月13日に文科大臣に答申した。政府は、答申の内容を踏まえ、具体的な制度改正の検討を行いその実現を図ることとなる。

《答申の要旨》

- ① 教育行政の最終的責任を首長に移すことを多数意見とするものである。一方、従来どおりの教育委員会に権限を残すことも併記されている。
- ② 教育制度分科会は、当初、首長への移行等に一本化する方向であったが「首長が学校教育に介入しやすくなり、政治的中立性などに問題がある」との意見も根強く両論併記にとどめられた。（両論併記に近い答申は極めて異例である）

(制度改革のイメージ図)



Part
2

全国連合退職校長会の調査・研究のまとめ

① 教育振興部の活動

調査研究

1 公立小・中学校における

「学校週5日制」に関するアンケート調査

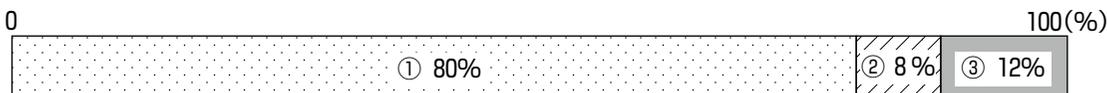
この調査の目的は、国において土曜日授業の問題が論議され始めたことから、全連退として各県の状況や各退職校長会長の意見を集約して、パブリック・コメントや意見具申に資することであった。しかし、残念ながらその機会がないままに、文科省は平成25年11月に土曜日授業の

推進ともいえる学校教育法施行規則の改正を行った。土曜日授業は学校設置者の判断によるとあるが、児童生徒の学習負担、5日制の定着状況、大人の労働時間との関連、また、世界の先進国の動向などから慎重な検討が望まれただけにいささか拙速に感じられる。したがって、今後はこの調査が、各県・市町村教委の土曜日授業の是非を決める際の参考になるよう願うものである。

回答・45都道府県

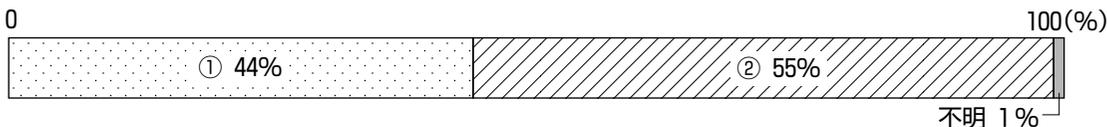
問1. 貴県のおおよその状況についてお尋ねします。(該当番号に○印)

- ① 週5日制を実施している。
- ② 月1～2回程度の土曜日授業を実施している。(年間授業時数として)
- ③ 月1～2回程度の土曜日を学校行事(授業参観、補習授業を含む)のみ実施している。



問2. 貴県が学校週5日制を実施している場合、授業時数の確保のため長期休業期間の短縮を実施していますか。(該当番号に○印)

- ① 実施している。
- ② 実施していない。



問3. 貴方は学校週5日制についてどのようにお考えですか。(該当番号に○印)

- ① 週5日制を守るべき。
- ② 月1～2回程度土曜日授業
- ③ 6日制に戻すべき



問4. 貴方は土曜日の学校行事についてどのようにお考えですか。(該当番号に○印)

(ここでいう学校行事は授業参観や補習授業などを含み、代休措置はない。)

- ① 行うべきではない。
- ② 月に1～2回程度行う。
- ③ 必要に応じて随時。



問5. 土曜日に授業を行うべきだとお考えの方は、その理由を3つ程度お書き下さい。

◆【土曜日に授業を行うべき】だと考える都道府県の比率…………… 47%

◆【土曜日に授業を行うべき】だとする理由

- ① 授業時数をふやし、授業にゆとりをもたせる。教育活動にゆとりがでる。学力・体力の向上を図るべきである。(31%)
- ② 授業時数に対し、授業の量・質の確保が十分でない。週5日制では学ぶ側、教える側共に対応できない。(22%)
- ③ 授業日数、授業時数にゆとりがなく、不足。土曜授業によって時数の確保、学力低下は解消する。(15%)
- ④ 授業参観、学校行事を土曜日にもつことで学校と家庭の連携を持つことができる。(11%)
- ⑤ 研修会など教職員の教育効果に余裕もてる。(4%)
- ⑥ 多くの子どもの塾通い、一部の子どもの場合や時間の持て余しを解消する。(3%)

<その他>

- ・教師と子ども、親と子どもの触れ合いの時間が足りないから。
- ・英語力を高め、道徳の教科化を考えると必要。
- ・公私立間の格差が拡大している。
- ・児童生徒の生活経験の場が「家庭」より「学校」の方が質量ともに拡大している。
- ・学校独自の創造的な教育活動を展開するため。
- ・特色ある教育活動の計画・運営の時間が持てるようになる。

など40項目に及ぶ理由が書かれていた。

問6. 土曜日に授業を行うべきではないとお考えの方は、その理由を3つ程度お書き下さい。

◆【土曜日に授業を行うべきではない】と考える都道府県の比率…………… 53%

◆【土曜日に授業を行うべきではない】とす

る理由

- ① 週5日制が定着しつつあり、社会全体で支援をする体制ができている。その成果が評価・検証されていないままにすると停滞してしまう。(32%)
- ② 教員が日々の事務的な仕事に追われ、本来の学習指導や生活指導の時間が十分にとれない現状で、土曜授業の実施となれば、教員は労働時間が基準を超えや、余裕がさらに失われる。(16%)
- ③ 子どもを家庭に帰して、学校が抱え込まず、自然体験や社会体験をさせて「生きる力」を育むという今までの考えや説明してきたことに矛盾する。(12%)
- ④ 学校週5日制の趣旨の実現を図ることが大切。家庭や社会が教育力を高める努力をすべきである。(11%)
- ⑤ 土曜休業は、良好な家族関係の構築やふれあい、地域社会での活動を通して豊かな心や健やかな体の育成に繋がっていると考える。さらに充実させることが大切である。(10%)
- ⑥ 児童・生徒の習い事や学習塾、スポーツ少年団や文化・芸術的な様々な活動が土、日に組み込まれている現状があり、地域や各種団体との調整が必要になる。(7%)
- ⑦ 土曜日授業を実施する場合、教員の労働時間が増え、「教職員定数の改善」が図られなければならない。その見込みはあまりなく、現実的には給与削減なども含め退行さえしている。(7%)

<その他>

- ・土曜日は生活・自然・社会体験などの経験をする必要がある。
- ・時代の風潮に流されぬこと。
- ・日本も欧米諸国並みの労働時間になったのに変えるべきではない。
- ・授業時数を増やすより少人数学級を実施し学力を上げるべきである。
- ・子どもたちの1週間の日課が忙しくなり、